

一般質問一覧表

田原市議会第3回定例会（第2日・第3日）

令和5年9月4日・5日

個人質問

令和5年9月4日（予定）

1番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

- 子宮頸がん予防対策の取組について
 - 1. 子宮頸がん予防対策の取組について
- 音声コードの必要性について
 - 1. 音声コードを活用した取組について

2番 自由民主党田原市議団 真野尚功議員

（一括質問一括答弁方式）

- 自然公園の利活用について
 - 1. 自然公園を活用した自然体験活動促進の取組について

3番 自由民主党田原市議団 山上勝由議員

（一括質問一括答弁方式）

- 大雨時の安全対策について
 - 1. 大雨時における災害対策本部の体制について
 - 2. 小中学校における休校等の対応について

4番 市民クラブ 柳元浩幸議員

（一括質問一括答弁方式）

- カーボンニュートラル実現に向けた取組について
 - 1. 中間目標を達成するための取組について

5番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一括質問一括答弁方式）

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
 - 1. 国民健康保険証の廃止について

令和5年9月5日（予定）

6番 自由民主党田原市議団 小川貴夫議員

（一問一答方式）

- 渥美半島の活性化について
 - 1. 定住・移住施策について
 - 2. 公営住宅の空室の活用について
 - 3. 事業承継の取組について
 - 4. 伊良湖地域の活性化について

7番 自由民主党田原市議団 小川金一議員

（一問一答方式）

- 産業振興施策について
 - 1. 新しいビジネスモデル創出のための調査分析の活用について
 - 2. 花き産業活性化のための基礎調査の活用について
 - 3. 地域ブランド戦略の活用について

8番 青嵐会 岡本重明議員

（一括質問一括答弁方式）

- まちづくりについて
 - 1. 高齢者・障がい者向け市営住宅の整備について
- 市が出資した団体の財務管理について
 - 1. 株式会社あつまるタウン田原の株式評価額について

令和 5 年 8 月 1 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子
 (会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	子宮頸がん予防対策の取組について
質問項目(小項目)	1. 子宮頸がん予防対策の取組について
<p>質問要旨：令和 4 年度に HPV ワクチンの積極的勧奨が再開された。それに伴い、約 9 年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も、3 年間の期間限定で定期接種と同条件で接種ができるキャッチアップ接種が設けられ、多くの自治体では対象者に通知が実施された。また、令和 5 年度からはより予防効果の高い 9 価 HPV ワクチンも定期接種として使用できるようになった。そこで、本市の子宮頸がん予防対策の取組について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	
質問項目(小項目)	
質問要旨：	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月18日(8時30分受付)	受付番号	個-1-1
------------	--------------------	------	-------

令和 5 年 8 月 1 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子
 (会派名：公明党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	音声コードの必要性について
質問項目(小項目)	1. 音声コードを活用した取組について
質問要旨:	令和 4 年 5 月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行された。アクセシビリティに配慮する視覚障害者に対する情報のバリアフリー化を進めるため、音声コードの普及は大変有用である。さらに、高齢者や外国人等全ての人に対しても有効であり、各部署において様々な施策等に反映できると考える。 そこで、音声コードの活用について、取り組んでいく考えはあるのか伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月18日(8時30分受付)	受付番号	個-1-2
------------	--------------------	------	-------

令和 5 年 8 月 1 8 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	自然公園の利活用について
質問項目(小項目)	1. 自然公園を活用した自然体験活動促進の取組について
<p>質問要旨:本市の面積の大半を占める自然公園は重要な地域資源となっている。令和 3 年の自然公園法の改正では、自然公園を保護するだけでなく、利用を促進するための施策を強化することとなった。本市においても自然公園が有する資源の特性等を踏まえた質の高い自然体験活動の機会の提供を促進すべきと考える。</p> <p>そこで、自然公園を活用した自然体験活動促進の取組について本市の考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月18日(8時36分受付)	受付番号	個-2
------------	--------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 1 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 山上 勝由
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	大雨時の安全対策について
質問項目(小項目)	1. 大雨時における災害対策本部の体制について
<p>質問要旨：最近、全国的に梅雨や台風の時期に限らず、大雨が降ることが増えてきた。本市でも 6 月 2 日には過去に経験したことのない大雨が降り、今後いつ甚大な被害が発生してもおかしくないと感じている。 そこで、大雨時における災害対策本部の体制について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 小中学校における休校等の対応について
<p>質問要旨：大雨等による休校措置及び安全な帰宅に向けた対応は、適切に実施されなければならない。 そこで、6 月 2 日の小中学校における休校等の対応状況について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨：</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月19日(13時08分受付)	受付番号	個-3
------------	---------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 柳元 浩幸
 (会派名：市民クラブ)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	カーボンニュートラル実現に向けた取組について
質問項目(小項目)	1. 中間目標を達成するための取組について
質問要旨:	たはらエコ・ガーデンシティ推進計画では、中間目標年度の令和 12 年度までに二酸化炭素排出量を基準年度である平成 25 年度比で 46%削減を目指すとしている。 そこで、令和 12 年度に向けてどのように取組を進めていくのかを伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月21日(13時28分受付)	受付番号	個-4
------------	---------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
質問項目(小項目)	1. 国民健康保険証の廃止について
質問要旨:	令和 5 年 6 月 9 日に「国民健康保険法」が改正され、国は令和 6 年度秋に健康保険証の廃止を目指す方針を発表した。 そこで、今後市は国民健康保険証の廃止について、どのような対応をしていくのか伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月21日(14時24分受付)	受付番号	個-5
------------	---------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 2 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	渥美半島の活性化について
質問項目(小項目)	1. 定住・移住施策について
<p>質問要旨:本市では人口減少問題等に対応するため、宅地開発等の施策を展開してきている。 そこで、定住・移住施策の取組状況について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 公営住宅の空室の活用について
<p>質問要旨:県営住宅では自治会の担い手確保のため、空室への大学生の入居の検討を開始した。本市の市営住宅も空室が増加しており、有効な利活用が必要と考える。 そこで、公営住宅の空室の活用について市の考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	3. 事業承継の取組について
<p>質問要旨:本市においても人口の減少とともに事業所数が減少しており、経営者の高齢化や後継者不在による廃業等が問題となっている。本市では、令和元年度に田原市中小企業者総合支援事業に事業承継事業を加え、後継者不足や経営者の高齢化問題などに対応していくこととしている。 そこで、現状の事業承継の取組状況について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	4. 伊良湖地域の活性化について
<p>質問要旨:観光の中核を担う伊良湖地域について、今年度、道の駅伊良湖クリスタルポルトを核とし周辺施設を含めた地域全体の連携を図り、地域課題の解決及び地域振興につなげるために伊良湖地域基本構想の策定に着手している。</p> <p>そこで、伊良湖地域の活性化のための伊良湖地域基本構想策定の状況について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月21日(19時07分受付)	受付番号	個-6
------------	---------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 2 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 金一
 (会派名：自由民主党田原市議団)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	産業振興施策について
質問項目(小項目)	1. 新しいビジネスモデル創出のための調査分析の活用について
<p>質問要旨:令和 3 年度に田原市中小企業活性化協議会から、新しいビジネスモデル創出のための調査・分析事業報告書が本市に提出されている。 そこで、その調査・分析が、どのように活用されているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 花き産業活性化のための基礎調査の活用について
<p>質問要旨:本市は、平成 29 年度に花き産業に重点を置いたビジネスモデル基礎調査を行ない、委託をした公益社団法人東三河地域研究センターからその報告書が提出されている。 そこで、その基礎調査報告書が、花き産業活性化のためにどのように活用されているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	3. 地域ブランド戦略の活用について
<p>質問要旨:本市では、平成 25 年度に日本国内外での競争に負けない農畜産業を今後も継続させていくために、農畜産物のブランド価値を把握するとともに、中長期的な将来を見据えた農畜産物の地域ブランド戦略の策定を行った。 そこで、地域ブランド戦略の活用について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月22日(10時36分受付)	受付番号	個-7
------------	---------------------	------	-----

令和 5 年 8 月 2 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明
 (会派名 青嵐会)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	まちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 高齢者・障がい者向け市営住宅の整備について
質問要旨:コンパクトシティを推進している本市では、高齢者や障がい者が歩いて暮らせる生活利便性の高い地域における住宅の整備が必要と考える。そこで、高齢者、障がい者向け市営住宅の整備について考えを伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月22日(11時38分受付)	受付番号	個-8-1
------------	---------------------	------	-------

令和 5 年 8 月 2 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明
 (会派名 青嵐会)

一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	市が出資した団体の財務管理について
質問項目(小項目)	1. 株式会社あつまるタウン田原の株式評価額について
<p>質問要旨:本市が出資している株式会社あつまるタウン田原の経営状況は毎年6月に報告を受けている。しかし株式評価額についての報告はない。そこで、株式会社あつまるタウン田原の株式評価額をどのように把握し、財務管理を行っているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(留意事項)

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和5年8月22日(11時38分受付)	受付番号	個-8-2
------------	---------------------	------	-------